

# 市川市景観条例の改正について

## 1. 改正の理由

本市では、地域特性を生かした景観まちづくりを進めております。この方針の下、中山参道地区では地域（中山まちづくり協議会）主体で独自の景観ルールを検討し、概ねその内容を決定しました。

そこで、独自のルール（基準）を定め、地域特性を生かしたまちづくりを重点的に進めるための「地区指定」や細やかな景観誘導を行うための「事前協議」を可能とするなどの必要があることから市川市景観条例の見直しを行うこととします。

## 2. 改正の概要

### ①景観重点地区の位置付け

地域特性を生かしたまちづくりを重点的に進める区域を「景観重点地区」として景観計画に定めることを可能とします。

### ②事前協議の位置付け

きめ細やかな景観誘導を行うため、景観重点地区内における建築物の新築など必要な行為について「事前協議」を実施することとします。

### ③届出の対象とならない規模等を施行規則で定める旨の見直し

届出の対象とならない行為については現在、条例（別表）で定めていますが、届出の対象規模等については、地区の実状に応じた変更に対応するため、施行規則で定めることとします。

### ④勧告等に従わない場合への対応

ルール（基準）に適合しない場合で、市から勧告等を受けた者が正当な理由なくその勧告等に従わない場合への対応策として、その者の氏名等を公表することとします。

■ (参 考) 条例改正新旧対照表 (案)

	新	旧
①	<p><b>(景観重点地区)</b></p> <p>第〇条 市長は、<u>景観計画の区域内において、地域特性を生かした景観まちづくりを重点的に推進する必要がある地区を景観重点地区として景観計画に定めることができる。</u></p>	(新設)
②	<p><b>(事前協議)</b></p> <p>第〇条 <u>法第16条第1項の規定による届出(規則で定める規模の行為に係るものに限る)をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長と協議を行わなければならない。</u></p>	(新設)
③	<p><b>(景観計画区域内における行為で届出の対象とならないもの)</b></p> <p>第19条 法第16条第7項第11号に規定する景観行政団体の条例で定める行為は、<u>次に掲げる行為とする。</u></p> <p>(1) <u>法第16条第1項第3号に規定する行為</u></p> <p>(2) <u>法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為(同項第2号掲げる行為にあつては規則で定める工作物に係る行為に限る。)</u>で、規則で定める規模のもの</p> <p>(3) <u>他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受けて行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの</u></p> <p>2 <u>前項第2号の規則で定める工作物及び規則で定める規模は、景観計画の区域内において定められた地区ごとに定めることができる。</u></p>	<p><b>(景観計画区域内における行為で届出の対象とならないもの)</b></p> <p>第19条 法第16条第7項第11号に規定する景観行政団体の条例で定める行為は、<u>別表に掲げる行為とする。</u></p>
④	<p><b>(勧告及び命令)</b></p> <p>第23条 市長は、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、これらの規定による勧告又は命令をすることができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定する勧告又は命令をしようとする場合において必要があると認めるときは、第33条に規定する市川市景観審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 <u>市長は、第1項に規定する勧告又は命令を受けた者が正当な理由なく当該勧告又は命令に従わないときは、その者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその事実を公表することができる。</u></p>	<p><b>(勧告及び命令)</b></p> <p>第23条 市長は、法第16条第3項又は法第17条第1項若しくは第5項の規定に基づき、これらの規定による勧告又は命令をすることができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定する勧告又は命令をしようとする場合において必要があると認めるときは、第33条に規定する市川市景観審議会の意見を聴くものとする。</p>